

軽自動車税（種別割）の減免申請について

身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方のために使用される軽自動車で、一定の要件に該当する方については、納税義務者の申請により軽自動車税（種別割）を減免します。

◎納期限までに申請して下さい。

※申請期限を過ぎると免除が受けられません。

☆必要書類

①減免申請書

②軽自動車税（種別割）納税通知書

③運転免許証

④身体障害者手帳（一定の要件に該当する場合）

戦傷病者手帳（一定の要件に該当する場合）

療育手帳（A1又はA2）

精神障害者保健福祉手帳（1級かつ自立支援医療受給者番号が記載されているもの）

交付年月日をご確認下さい。

⑤自動車検査証

⑥印鑑（納税義務者の印鑑）

※減免申請の手続きには手帳が必要ですので、忘れずにお持ち下さい。

（注意）

手帳を持っているすべての方が対象になるとは限りません。

一定の要件に該当する方が減免を受けることができます。

※その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等（自動車検査証の形状欄に「車いす移動車」と記載されている車両等）についても、一定の要件に該当する場合は、軽自動車（種別割）の減免を受けることができます。継続減免は行いません。毎年、納期限内に減免申請が必要になります。

※公益のために直接専用する軽自動車等については、継続減免は行いません。毎年、納期限内に減免申請が必要になります。